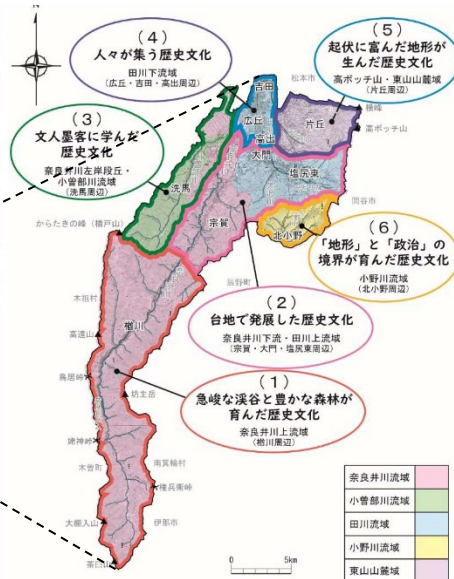
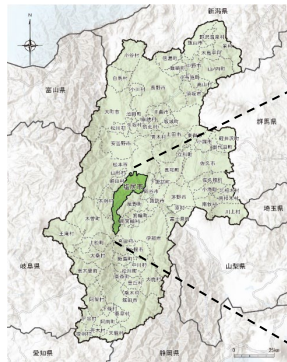


【計画期間】 令和5～14年度（10年間）  
 【面積】 約290.18km<sup>2</sup>  
 【人口】 約6.7万人



【関連計画等】  
 日本遺産 #28「木曾路はすべて山の中」

## ◆歴史文化の特徴① 交通がもたらした歴史文化

本市は、日本の中央に位置し、古くから関東・関西・北陸などの周辺地域との往来が盛んに行われた。それぞれの地域に至る街道が本市で交わり、ヒト・モノ・コトが「はいる・うけいれる」、「とどまる・うまれる」、「でる・ひろまる」ことで本市の歴史文化は形成されている。こうした「交通」による出入りや滞留によってもたらされた歴史文化は、本市の大きな特徴である。

- (1) 塩尻の地へ「はいる・うけいれる」歴史文化
- (2) 塩尻の地に「とどまる・うまれる」歴史文化
- (3) 塩尻の地から「でる・ひろまる」歴史文化

## ◆歴史文化の特徴② 6つの地域ごとの歴史文化

本市は、その地理的特性により水系の上流域に位置することから、山や川等、地形的な要因によって地域にそれぞれの特徴が生まれた。さらに、そのような中で街道を基盤とした他地域との交流や、近世以降の所領の変遷に起因し、地域によって異なった多様性のある歴史文化が育まれた。

- (1) 急峻な渓谷と豊かな森林が育んだ歴史文化 ～奈良井川上流域（橋川周辺）～
- (2) 台地で発展した歴史文化 ～奈良井川下流・田川上流域（宗賀・大門、塩尻東周辺）～
- (3) 文人墨客に学んだ歴史文化 ～奈良井川左岸段丘・小曾部川流域（洗馬周辺）～
- (4) 人々が集う歴史文化 ～田川下流域（広丘・吉田・高出周辺）～
- (5) 起伏に富んだ地形が生んだ歴史文化 ～高ボツツ山・東山山麓域（片丘周辺）～
- (6) 「地形」と「政治」の境界が育んだ歴史文化 ～小野川流域（北小野周辺）～

## ○指定等文化財件数一覧

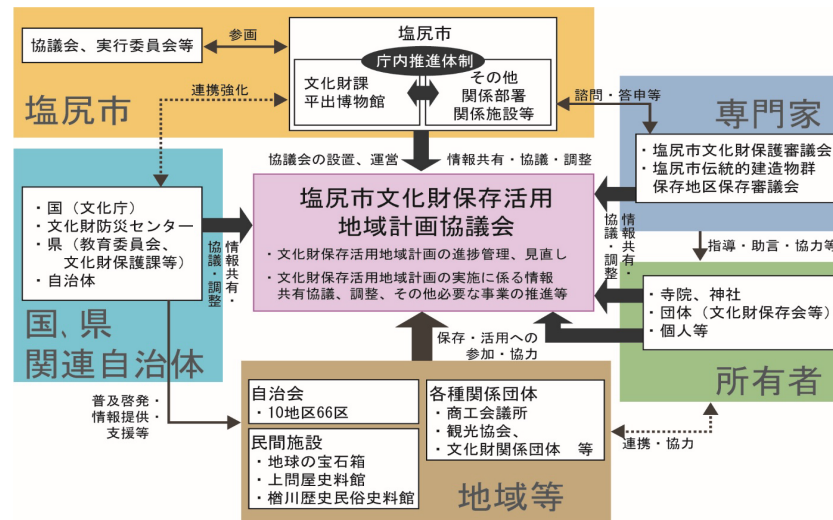
令和5年4月1日現在

種別等	国	国	県	市	国	県	合計	
	指定	選定	指定	指定	登録	選択		
有形文化財	建造物	7	/	2	8	19	36	
	美術工芸品	絵画、彫刻	0	/	2	1	0	3
		書跡、典籍、古文書	0	/	0	8	0	8
		工芸品	0	/	0	7	0	7
		考古資料	0	/	4	5	0	9
無形文化財	0	/	0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	1	/	0	0	0	1	
	無形の民俗文化財	0	/	0	6	0	6	
記念物	遺跡	1	/	1	11	0	13	
	名勝地	0	/	0	1	0	1	
	動物、植物、地質鉱物	0	/	2	11	0	13	
文化的景観	/	0	/	/	/	/	0	
伝統的建造物群	/	2	/	/	/	/	2	
文化財の保存技術	/	0	/	/	/	0	0	
合計	9	2	11	58	19	1	100	

※指定等、制度がないところは斜線で示している。

指定等文化財 100件 未指定文化財 5,761件把握

## ○推進体制



## 【将来像】山と川、人とみちの交わりが育んだ多様な歴史文化を感じるまち 塩尻

課題

### 【保存に関する課題】

- ・これまで調査された文化財類型に偏りがあり、美術工芸品等の調査が十分ではない。
- ・未指定文化財の確実な保存のため、指定・登録を進める必要がある。
- ・老朽化した有形文化財（建造物）について保存修理を行う必要がある。
- ・防火・耐震、防犯対策のために、必要な設備の設置や更新を行う必要がある。 等

### 【活用に関する課題】

- ・文化財関連施設同士のネットワークを強化して、充実した展示・公開や最新の調査成果の情報発信を推進していく必要がある。
- ・地場産品に触れる拠点を整備し、地場産品に関する各種イベントを企画・開催するとともに、地場産品をPRする必要がある。
- ・郷土学習による市民の郷土愛の醸成を図る必要がある。 等

### 【基盤整備の課題】

- ・継承されてきた地域のお祭り、木曾漆器の製作、ワイン醸造等の担い手を育成する体制を構築する必要がある。
- ・文化財の保存・活用促進のために、指定等文化財の所有者や団体、文化財を活用した地域づくり、ワインに関する取組みに対して補助金による支援を継続する必要がある。 等

基本方針

### 1 保存の基本方針

大切な文化財を後世へ継承する

#### 方針1-1 【調査】

塩尻の文化財の把握

#### 方針1-2 【管理】

価値付けされた文化財の維持

#### 方針1-3 【防災・防犯】

文化財の防災・防犯活動

### 2 活用の基本方針

多様な文化財を生かし地域の活力とする

#### 方針2-1 【公開】

価値付けされた文化財の公開と発信

#### 方針2-2 【産業】

文化財を生かした産業の活性化

#### 方針2-3 【学習】

文化財の学習による郷土愛の醸成

### 3 基盤整備の基本方針

多様な主体の連携による文化財の保存・活用

#### 方針3-1 【体制】

保存・活用に係る連携体制の構築と担い手の育成

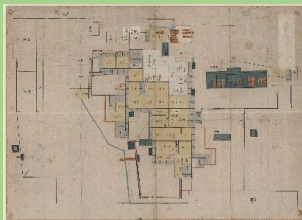
#### 方針3-2 【支援】

保存・活用の活動の支援

措置(例)

### 1 文化財把握調査の実施

無形民俗文化財や美術工芸品（古文書等）を主とした未指定文化財を把握するための調査を行う。



■市、地域等、所有者 ■R12~14

### 32 観光資源としての活用

文化財を活用した観光ツアーやイベントを実施する。



■地域等、市 ■R5~14

### 39 地域のお祭りの後継者育成

伝承者から後継者への催しもの等の指導を行い、育成を図る。



■地域等、所有者 ■R5~14

## ○塩尻市の関連文化財群の設定の考え方

### ・本市の歴史文化の特徴を反映するもの

本市の歴史文化の特徴の魅力を分かりやすく伝えるストーリーとする。

### ・文化財指定にとらわれない多種多様なもの

地域の魅力を再認識し、継承していくために指定等文化財のみならず、それ以外の文化財も含めて構成する。

### ・歴史文化を生かしたまちづくりを促進させるもの

文化財を生かしたまちづくり活動などの促進につながる内容とする。

### ・郷土学習を促進させるもの

地域の将来を担う子どもたちの郷土愛を醸成するために、郷土学習を促進させる構成とする。

### ・市内観光の誘客向上につながるもの

観光客にアピールでき、市内観光の振興につながる内容とする。

## ○塩尻市における関連文化財群のストーリーと構成要素の例

### I 五千年におよぶムラ・平出

平出の地は豊かな自然環境のもと、縄文時代から現代に至る約5,000年にわたって人々が暮らしを営む場所であり続けています。

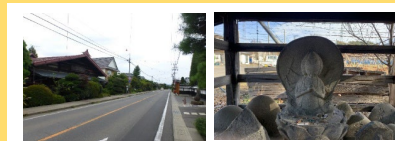


緑釉水瓶

平出遺跡

### II 今に息づく街道と宿場

塩尻を通る街道や宿場は文化の結節点として多くの歴史文化を育みました。時代の変化により当時の様相と変わってはいるものの、今でも歴史が息づいています。



郷原宿

馬頭観音

### III 守り受け継がれる多様な建築

塩尻の地には、宿場町に建ち並ぶ町家や農村部の民家、各地域に残る社寺など、地域や時代、性質が異なる様々な建造物が数多く残り、大切に守り受け継がれています。

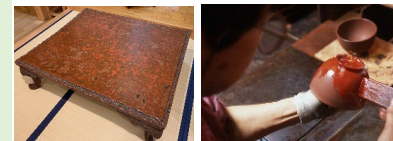


嶋崎家住宅

手塚家住宅

### IV 地域が誇る伝統の「わざ」

木曾漆器や焼物等、地域が誇る伝統の「わざ」は、職人や愛好者らによって継承され、作り出された製品からは、その技術の高さをうかがい知ることができます。

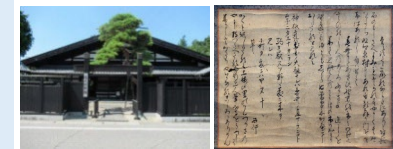


木曾堆朱塗座卓

伝統工芸技術

### V 塩尻に集う文人墨客

塩尻の地に足を止めた文人墨客らは、地元の知識人らと交流を深めました。このことが塩尻を文芸や学問の機運の盛んな地として成長させました。



塩尻短歌館

菅江真澄直筆資料

### VI 地域を束ねる祭り

各地域に鎮座する神社の祭りは、それぞれの地域の住民によって受け継がれ、地域の絆や結束を束ねる拠り所となっています。

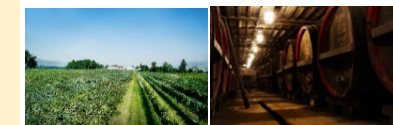


鎮神社祭礼

小野神社  
ねんじり棒祭

### VII 塩尻に根付いた葡萄とワイン

明治期のブドウ栽培により始まったワイン醸造の歴史。今では塩尻のワインはその品質が高く評価され、「ワインのまち」として国内だけではなく世界にその名を広めています。



桔梗ヶ原ブドウ畑

ワインセラー



# 関連文化財群のストーリー（Ⅲ 守り受け継がれる多様な建築）

## ○ストーリー

本市には、町場の建造物の代表として近世の宿場町として建ち並ぶ町家や、農村部の庄屋や名主といった大規模な民家、さらにその地域の精神的な結節を担う社寺仏閣、明治以降、地方にも流入した近代建築など地域や時代、性質が異なる様々な建造物が残っている。

### 主な構成文化財

#### ◆宿場町を中心に残る町家

奈良井宿：旧中村家住宅、手塚家住宅、原家住宅 費川宿：深澤家住宅  
塩尻宿：小野家住宅 本山宿：秋山家住宅主屋、田中家住宅主屋、小林家住宅主屋  
木曾平沢：巢山家住宅主屋、東土蔵、西土蔵

#### ◆農村の民家

小松家住宅、嶋崎家住宅、堀内家住宅

#### ◆名工が築いた社寺建築

小野神社本殿、北熊井諏訪社本殿、永福寺観音堂、伊夜彦社本殿

## ○課題

- ・建造物の保存修理、修景、維持管理が不可欠であり、継続していく必要がある。
- ・重伝建地区における空き家対策を講じる必要がある。
- ・公開している建造物等のさらなる充実をさせ、文化財関連施設での資料公開を図る必要がある。等

## ○方針

- ・修理及び維持管理を適切に行い、文化財建造物の保存に努める。
- ・伝建地区の修理修景事業、空き家対策を継続的に行い、歴史的風致を維持する。
- ・多様な文化財建造物の公開を行い、価値や魅力を広く知っていただく機会を提供する。
- ・産学官民連携による保存・活用に取り組む。
- ・文化財所有者等への保存・活用に必要な補助金交付や助言を行う。

## ○措置（例）

### 5 指定等文化財の保存修理

小松家住宅、古田晁記念館、塩尻短歌館等の有形文化財建造物の保存修理を行う。



■所有者、市 ■R5～14

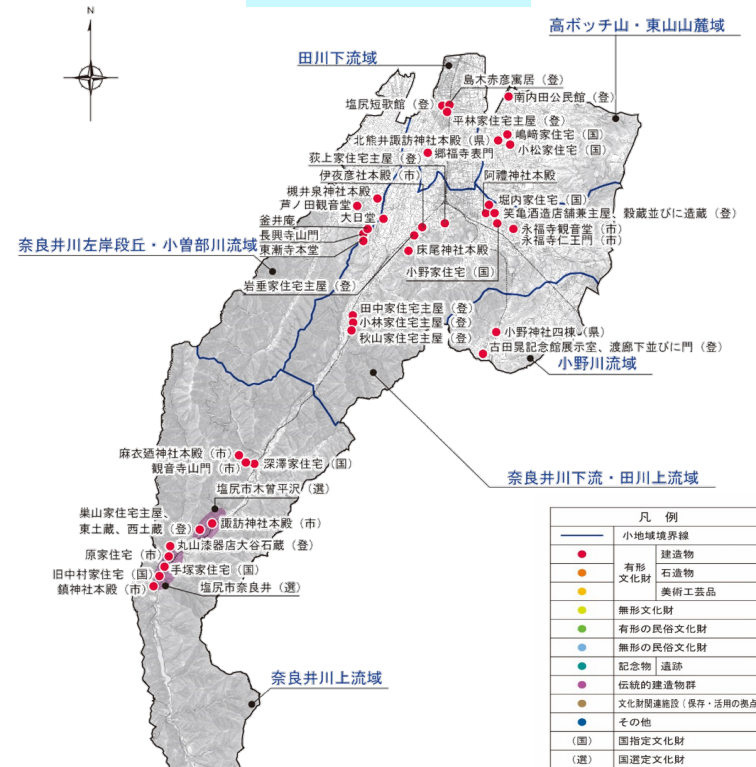
### 20-3 文化財の公開

小松家住宅や小野住宅等の文化財のさらなる公開を行う。また、文化財関連施設において、街道や宿場に対する企画展を実施、資料を公開する。



■所有者 ■R5～14

## 構成要素の分布



凡例	
—	小地域境界線
●	建造物
●	有形文化財
●	建造物
●	美術工芸品
●	無形文化財
●	有形の民俗文化財
●	無形の民俗文化財
●	記念物 遺跡
●	伝統的建造物群
●	文化財関連施設（保存・活用の拠点）
●	その他
(国)	国指定文化財
(選)	国選定文化財
(県)	県指定文化財
(市)	市指定文化財
(登)	国登録有形文化財



旧中村家住宅



堀内家住宅



永福寺仁王門



伊夜彦社



芦ノ田観音堂